

監査制度について（追加提出資料）

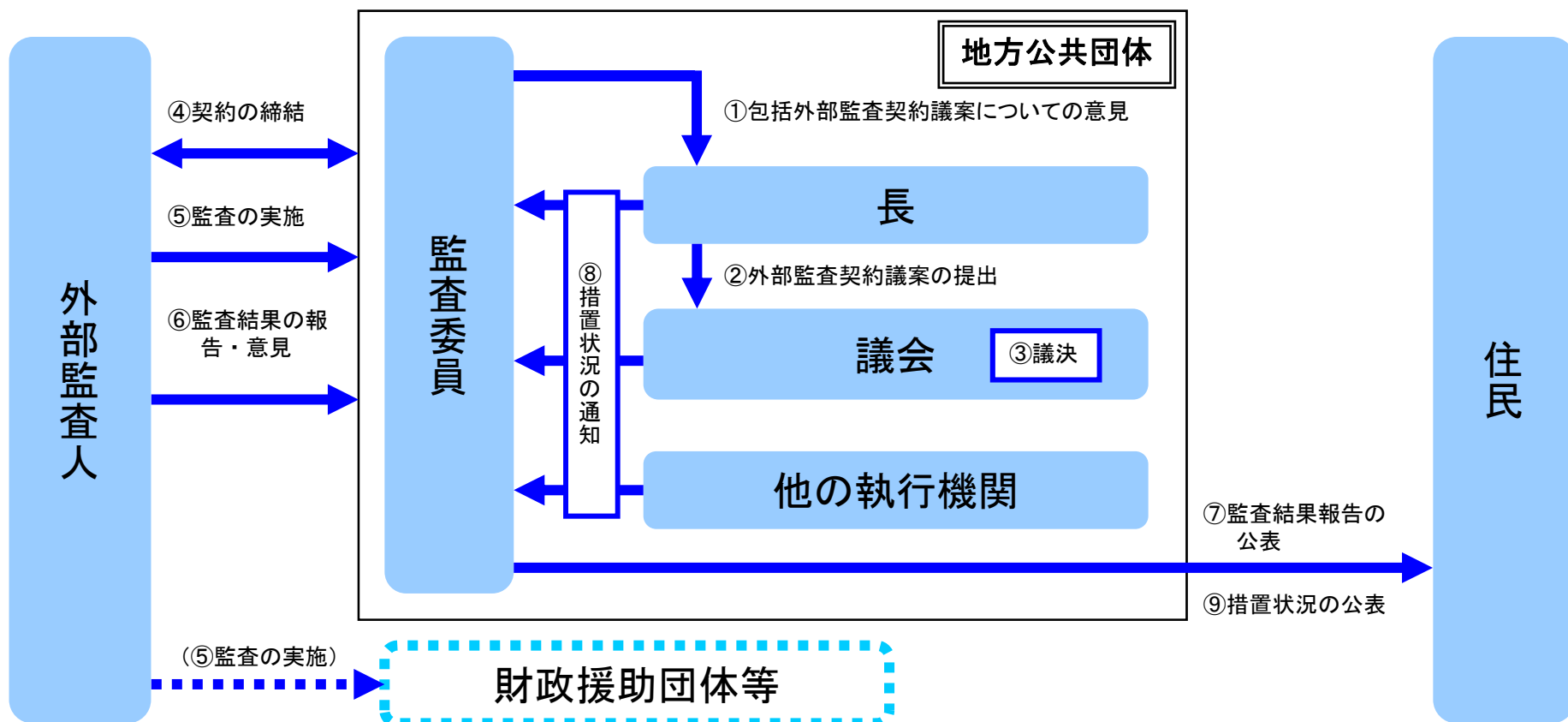
市町村における監査委員制度の変遷

	市			町村		
	委員定数	事務局等		委員定数	事務局等	
		事務局	職員		事務局	職員
昭和22年 (地方自治法制定)	2人(条例で任意)	—	書記の設置(任意)	2人(条例で任意) ↓	—	書記の設置(任意)
昭和23年	2人(条例で任意) ※条例で4人とすることができる ↓	—	↓		—	↓
昭和27年	2人(条例で任意) ※人口10万人以上及び地方公営企業を有する市に限り条例で4人とすることができる ↓	—	書記その他職員の設置(任意) ↓		—	書記その他職員の設置(任意) ↓
昭和38年	原則2人(必置) ※条例で3人まで ※ただし人口25万人以上の市は4人(必置) ↓	条例による(任意) ↓	書記その他職員 ※事務局を置かない場合(必置) ↓	原則1人(必置) ※条例で2人まで ↓	—	書記その他の職員(必置) ↓
平成9年	↓			2人(必置) ↓	条例による(任意) ↓	書記その他の職員 ※事務局を置かない場合(必置) ↓
平成18年	※条例で識見委員の定数を増加可			↓	※条例で識見委員の定数を増加可	↓

包括外部監査

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市については契約の締結を義務付け
- その他の市町村は条例により任意に導入

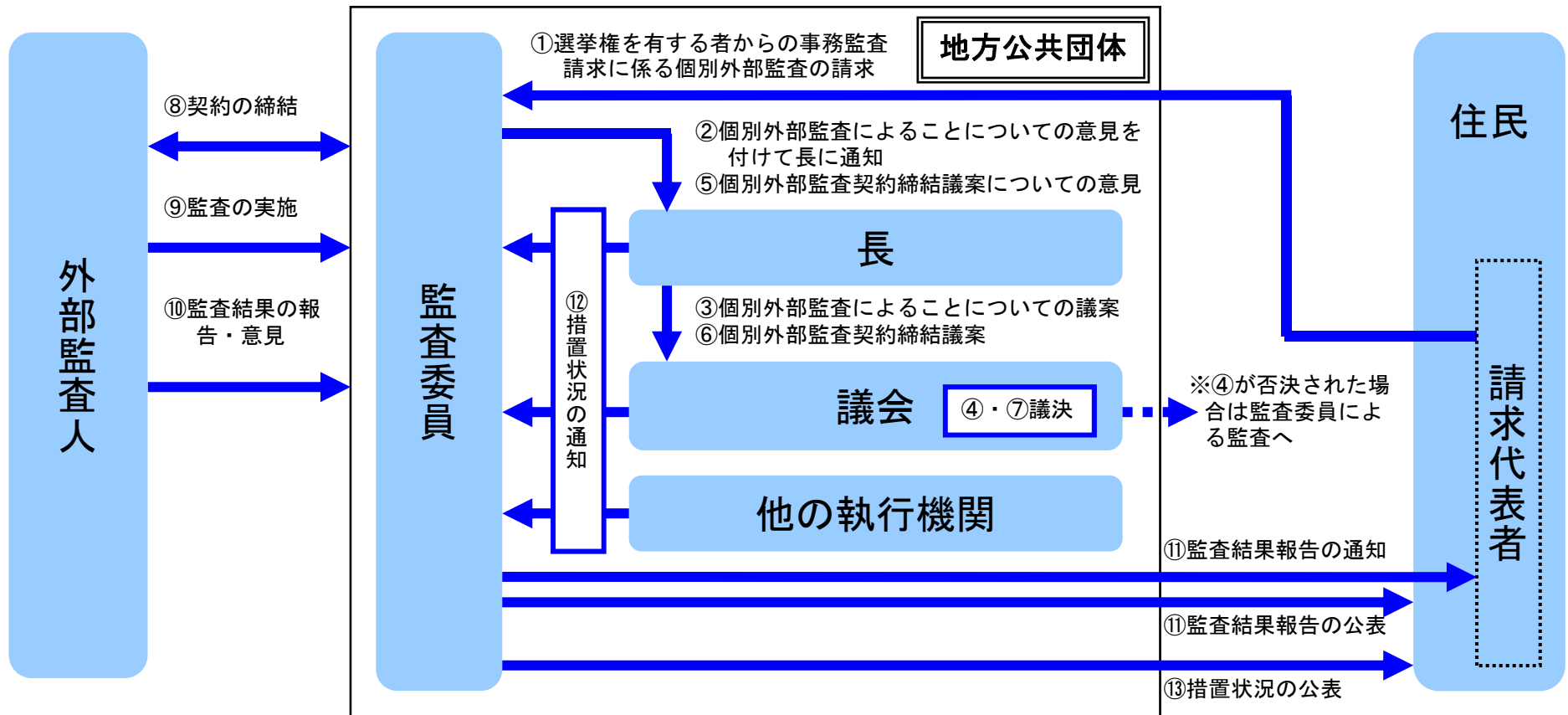
包括外部監査の流れ



個別外部監査（事務監査請求に基づくもの）

- 住民の50分の1の者による連署をもって監査委員の監査に代えて個別外部監査による監査の請求がある場合において、外部監査人による監査をすることが適当であるときに、外部監査人による監査を実施

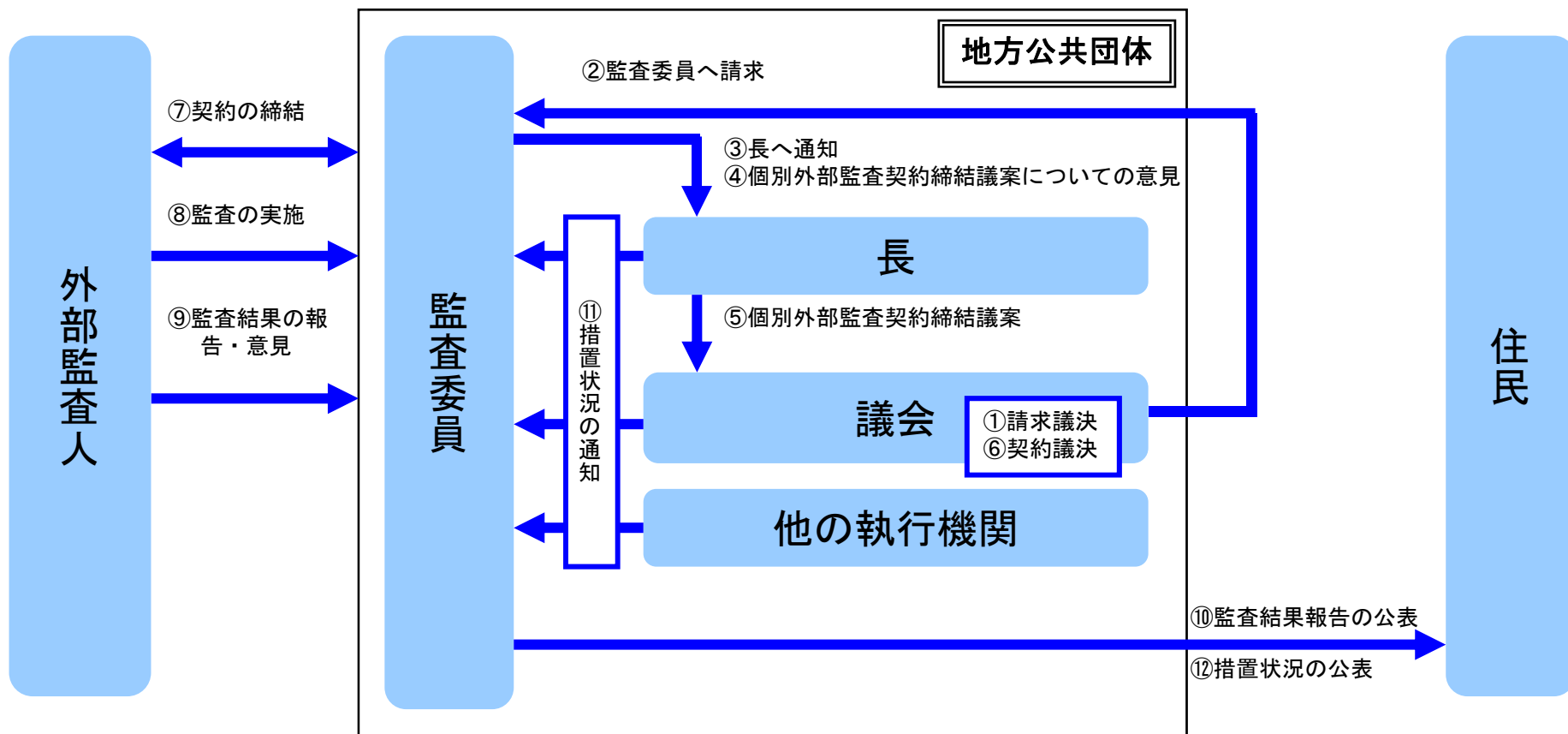
個別外部監査（事務監査請求）の流れ



個別外部監査（議会の請求に基づくもの）

- 議会からの個別外部監査による監査の請求に基づき、外部監査人による監査を実施

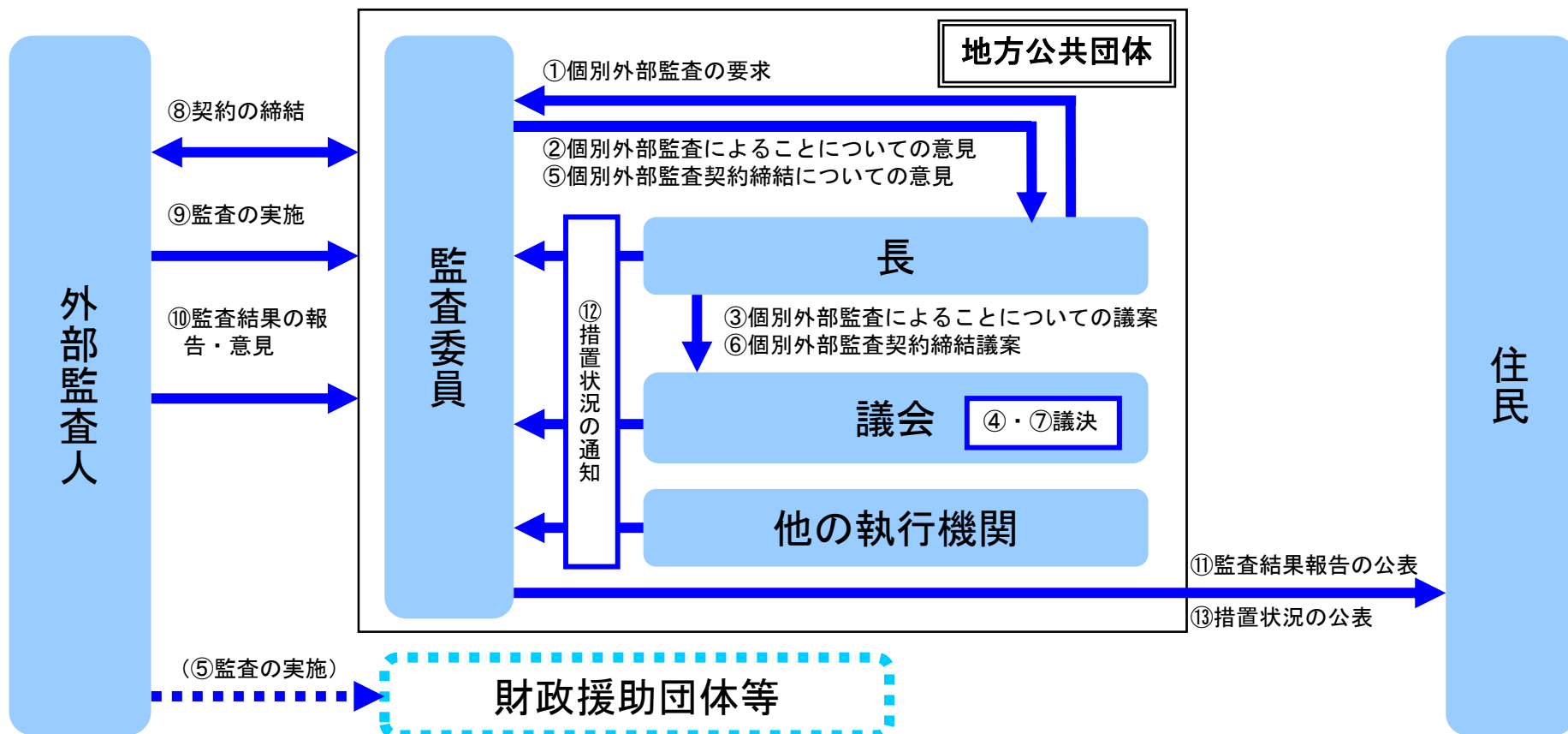
個別外部監査（議会請求）の流れ



個別外部監査（長の要求に基づくもの）

- 長からの個別外部監査による監査の要求に基づき、外部監査人による監査を実施（財政援助団体等に対する長の要求に基づく個別外部監査も可）

個別外部監査（長の要求）の流れ



個別外部監査（住民監査請求に基づくもの）

- 住民監査請求において監査委員の監査に代えて個別外部監査による監査の要求がある場合において、外部監査人による監査をすることが適当であるときに、外部監査人による監査を実施

個別外部監査（住民監査請求）の流れ

